

徳島県公安委員会規則第6号

徳島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年4月24日

徳島県公安委員会委員長 稲井芳枝

徳島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

徳島県道路交通法施行細則（昭和47年徳島県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第28条第1項第1号ア中「提出して」を「提出し、又は電子申請により」に改め、同項第3号中「安全運転管理者等講習終了証書」を「講習終了証書」に改める。

別表2 四国横断自動車道（南部自動車道）の項中「まで」の次に「及び小松島市立江町字中ノ坪278番から阿南市下大野町渡り上り552番1まで」を加える。

別記様式第15号の18を次のように改める。

講習終了証書

氏名

署別整理番号

事業所名

道路交通法第108条の2第1項第1号の規定に基づく安全運転管理者等の講習を終了したことを証する。

年 月 日

徳島県公安委員会 印

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に交付されている改正前の徳島県道路交通法施行細則別記様式第15号の18の安全運転管理者等講習終了証書は、改正後の徳島県道路交通法施行細則別記様式第15号の18の講習終了証書とみなす。